

令和5年度 新潟県学校薬剤師会研修会

令和6年度 検査票変更点と解説

令和6年3月10日
新潟県学校薬剤師会

1

環境衛生検査用紙変更点

飲料水・雑用水の 水質及び施設設備

学校・園名	学番:
検査年月日	年 月 日
学校薬剤師名	
学校・園長名	

(注意事項)

- 方法及び基準は「学校環境衛生基準」による。
- 検査機関による検査項目及び検査回数は水質の種類により異なるので、「基準」に従い実施すること。専用水道の原水は「水道法」に基づき水道事業者が実施するため、また上水道直結給水の場合も水質検査を省略できる。
- 学校薬剤師が当日行う遊離残留塩素等の水質検査に当たっては、給水栓末端で十分放水後に採取すること。
- 飲料水（年1回）及び雑用水（年2回）の水質検査結果の「写」を添付のこと。

水
水源は
上水道
専用水道

□上水道直結（給水人口が5001人以上）

□専用水道（居住者100人超え又は1日最大給水量20m³を超える、水槽容量100m³を超える等）

飲料水の水質（水道水） 及び施設設備	学校・園名	学番：
	検査年月日	年 月 日 ()
	天候	
	学校薬剤師名	
	学校・園長名	

(注意事項)

1 方法及び基準

2 檜木地盤目一

飲料水の水質（井戸水等） 及び施設設備	学校・園名	学番：		
	検査年月日	年 月 日 ()		
	天 候			
	学校薬剤師名			
	学校・園長名			

(注意事項)

1. 吉達耶

雑用水の水質 及び施設設備	学校・園名	学番:
	検査年月日	年 月 日 ()
	天 候	
	学校薬剤師名	
	学校・園長名	

(注意事項)

1. 方法及び基準は「学校環境衛生基準」による

2

理科室の薬品管理

薬品台帳とSDS保管方法について、今後デジタル化がすすみます。

デジタル化になった場合、検査で確認方法が変わります。

薬品台帳を整備し活用している

業者から危険・有害薬品の SDSの提供を受けている

理科薬品管理のデジタル化について

- ・新潟市、柏崎市、長岡市では、デジタル化されている。
- ・今後、各市町村でもデジタル化が進んでいくと思われる。

「学校薬品台帳システム」

薬品毎の個票と、一覧表が表示できる。

年3回の定期的な在庫量確認⇒年3回、パソコン上で、確認したことを記録できるようになっている。年度末のみ印刷してファイリングする。

学校薬剤師は、年度末に印刷しファイリングした薬品台帳と予備簿(補助簿・紙保管)とで在庫量の確認を行う。また、パソコン上で年3回定期検査が行われていることを確認する。

SDS(安全データシート)について

「学校薬品台帳システム」の中のフォルダーにSDSもデータベースで保管。または、薬品各自的個票にSDSが紐付けされて保管されている場合もある。各地域の理科教育センターによってSDSの保管方法は異なる。
学校では、パソコンでSDSをいつでも確認できるので、印刷して紙保管は必要ない。パソコン上に検索できるURLを保管しておく。

しかし、あくまで、SDS(安全データシート)は、有害性のおそれがある化学物質を含む製品を、他の事業者等に譲渡又は提供する際に、提供する。つまり、製造・販売業者が、業務上取扱者である学校に対して、SDSを提供することが義務づけられているため、本来は、業者が、その製品のSDSを確認できるURLを示し提供すべきである。

理科薬品管理のデジタル化は**地域の理科教育センター**が中心になつてすすめられています！

「薬品の廃棄については、ぜひ、理科教育センターに相談してほしい」とのことです。

学校薬剤師会として薬品管理に関して、今後は各地域の理科センターとも連携、情報共有していきたいと考えています。

新潟県地区理科教育センター 一覧(参考)

1	糸魚川市理科教育センター		糸魚川市	9	見附市教育センター 科学教育部		見附市
2	上越理科教育センター	妙高市 理科教育セン ター	妙高市	10	三条市立科学教育センター		三条市
		上越市中央 理科教育セン ター	上越市	11	加茂地区理科教育センター		加茂市 田上町
3	柏崎刈羽地区 科学技術教育センター		柏崎市 刈羽村	12	燕・弥彦科学教育センター		燕市 弥彦村
4	十日町市立 理科教育センター		十日町市 津南町	13	五泉市理科教育センター		五泉市
5	南魚沼市学習指導センター 理科教育部		南魚沼市 湯沢町			阿賀分所	阿賀町
6	魚沼市理科センター		魚沼市	14	三市北蒲原郡地区 理科教育センター		新発田市 阿賀野市 胎内市 聖籠町
7	小千谷市教育センター 理科教育部		小千谷市			胎内分所	
8	長岡地域理科教育センター		長岡市 出雲崎町	15	村上市理科教育センター		村上市 関川村 粟島浦村
新潟市は新潟市総合教育センター				16	佐渡市立理科教育センター		佐渡市

校地及び校舎の薬品管理 (消毒用アルコール単独)

適量の管理
昨年の検査で
過剰在庫が散見

用法の適正化
手指消毒
に適さない製品
特例の時代は終了

危険物
危険物としての
管理は適正か?

校地及び校舎の薬品管理 (消毒用アルコール単独)		学校・園名	学番:			
		検査年月日	年 月 日()			
		学校薬剤師名				
		学校・園長名				
(注意事項)						
1	この検査は「学校保健安全法施行規則」に基づき、校地及び校舎の薬品類について行うもので、「消防法」「食品衛生法」「消防危第77号」等の規定を準用している。					
2	他の危険物がなく、単独で消毒用アルコール類が置かれている場合のみ保管場所ごとに記入する。					
3	少量危険物倍数※は、表により管理責任者又は取扱責任者が算出した数値を記入のこと。					
4	分類表を参考に、危険物に該当する場合は少量危険物倍数を求め記入する。 第四類アルコール * A: 80L					
貯蔵場所名(コンクリートは一室、木造は一棟)						
部屋ごとの消毒用アルコール貯蔵量(単位:L)		L	L	L	L	L
そのうちの危険物に該当する場合の貯蔵量(*B) 危険物: エタノール67.7%以上		L	L	L	L	L
他にも危険物がある場合、校地校舎の検査票で計算		単独 有	単独 有	単独 有	単独 有	単独 有
少量危険物倍数 ※小数第2位まで記入 (*B危険物貯蔵量)/(*A少量危険物指定数量)80L						

学校内の消毒用として
保管している
アルコールをすべて
記載してください。
*未開封のもの

例) 普通物、危険物、
高濃度アルコール
(酒造会社)
食品添加物用アルコール
一斗缶エタノール

危険物に該当するものを記載

部屋に危険物としてアルコール
だけが置いてある場合は記入
少量危険物倍数が「1」を
超えてないか?

「学校環境衛生検査 実施状況報告書」 表紙含5ページ

令和 年 月 日
○○○○校 校長様

学校薬剤師 _____ 様

学校環境衛生検査 実施状況報告書

令和〇年度の学校環境衛生検査の実施状況については、別紙「学校環境衛生検査実施状況一覧表」とおりであります。

(例) 学校環境衛生検査の全項目実施に向けた措置をお願い申し上げます。

※検査できなかった項目がある場合、実施に向けた対応を求める旨を加筆して使用してください。

年度末、全ての検査が終了した時点で、学校薬剤師から校長宛てに提出するものである。

書式 全国共通の日本薬剤師会作成のもの

目的

学校保健安全法 第六条 3

校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校環境に関し適性を欠く事項があると認めた場合には、遅延なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

学校環境衛生検査実施状況一覧表

学校名:
学校薬剤師:

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

検査項目	実施状況	備考(未実施又は省略の理由等)
(1) 換気	実施・未実施	
(2) 温度	実施・未実施	
(3) 相対湿度	実施・未実施	
(4) 浮遊粉じん	実施・未実施・省略	
(5) 気流	実施・未実施・省略	
(6) 一酸化炭素	実施・未実施・省略	
(7) 二酸化窒素	実施・未実施・省略	
(8) 挥発性有機化合物		
ア. ホルムアルデヒド	実施・未実施・省略	
イ. トルエン	実施・未実施・省略	
ウ. キシレン	実施・未実施・省略	
エ. バラジクロロベンゼン	実施・未実施・省略	
オ. エチルベンゼン	実施・未実施・省略	
カ. ステレン	実施・未実施・省略	
(9) ダニ又はダニアレルゲン	実施・未実施	
(10) 照度	実施・未実施	
(11) まぶしさ	実施・未実施	
(12) 騒音レベル	実施・未実施・省略	

(4) (6)及び(12)について、以前の測定結果が著しく基準値を下回ったために有効する場合は、その都度年度月日及び結果を備考欄に記載すること。

(4)及び(5)については、空気の温度、湿度又は流量を測定する設備を使用していない場合で検査の必要がないと判断し、検査を省略する場合はその旨を備考欄に記載すること。

(6)及び(7)について、燃焼器具を使用していないために検査を省略する場合はその旨を備考欄に記載すること。

(8)ウヘガについて、検査の必要がないと判断し、検査を省略する場合はその旨を備考欄に記載すること。

学校環境衛生検査実施状況一覧表

学校名:
学校薬剤師:

第2 飲料水等の水質及び施設・設備による学校環境衛生基準【水道水】

検査項目	実施状況	備考(未実施又は省略の理由等)
(1) 水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く。)の水質		
ア. 一般細菌	実施・未実施	
イ. 大腸菌	実施・未実施	
ウ. 塩化物イオン	実施・未実施	
エ. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	実施・未実施	
オ. pH値	実施・未実施	
カ. 味	実施・未実施	
キ. 臭気	実施・未実施	
ク. 色度	実施・未実施	
ケ. 濃度	実施・未実施	
コ. 遊離残留塩素	実施・未実施	
(4) 雑用水の水質	該当・非該当	
ア. pH値	実施・未実施	
イ. 臭気	実施・未実施	
ウ. 外観	実施・未実施	
エ. 大腸菌	実施・未実施	
オ. 遊離残留塩素	実施・未実施	
(5) 飲料水に関する施設・設備		
ア. 給水器の種類	実施・未実施	
イ. 維持管理状況等	実施・未実施	
ウ. 貯水槽の清潔状態	実施・未実施	
(6) 雑用水に関する施設・設備	実施・未実施・非該当	

学校環境衛生検査実施状況一覧表

学校名: _____
学校薬剤師: _____

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準【井戸水等】

検査項目	実施状況	備考(未実施又は省略の理由等)	
水質	(2) 専用井戸に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質 ア. 専用水道が実施すべき水質検査の項目 イ. 遊離残留塩素	実施・未実施 実施・未実施	
	(3) 専用井戸(水道水を水源とする場合を除く。)及び専用井戸に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質 ア. 一般細菌 イ. 大腸菌 ウ. 塩化物イオン エ. 有機物(全有機炭素(TOC)の量) オ. pH値 カ. 味 キ. 臭気 ク. 色度 ケ. 湖度	実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 該当・非該当	
	(4) 鮮用水の水質 ア. pH値 イ. 臭気 ウ. 外観 エ. 大腸菌 オ. 遊離残留塩素	実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 該当・非該当	
	(5) 飲料水に関する施設設備 ア. 給水源の種類 イ. 維持管理状況等 ウ. 脱水槽の清潔状態	実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施	
	(6) 鮮用水に関する施設・設備	実施・未実施・非該当	

学校環境衛生検査実施状況一覧表

学校名: _____
学校薬剤師: _____

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

検査項目	実施状況	備考(未実施又は省略の理由等)	
学校 清潔の 状態	(1) 大掃除の実施 (2) 雨水の排水溝等 (3) 排水の施設・設備	実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施	
	害・ネズミ、衛生害虫等 の教室 備品等	(4) ネズミ、衛生害虫等	実施・未実施
		(5) 黒板面の色彩	実施・未実施

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準 (該当・非該当)*

検査項目	実施状況	備考(未実施又は省略の理由等)		
水質	(1) 遊離残留塩素 (2) pH値 (3) 大腸菌 (4) 一般細菌 (5) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) (6) 湖度 (7) 脱トリハロメタン (8) 循環ろ過装置の処理水	実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施		
	施設 設備の 衛生状態	(9) プール水本体の衛生状況等 (10) 凈化設備及びその管理状況 (11) 消毒設備及びその管理状況 (12) 屋内プール ア. 空気中の二酸化炭素 イ. 空気中の塩素ガス ウ. 水平面照度	実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 該当・非該当 実施・未実施・非該当 実施・未実施・非該当 実施・未実施・非該当	

*
*
*(7)について、プール水を1週間に1回以上全換水していたため検査を省略する場合はその旨を備考欄に記載すること。
(12)について、屋内プールでない場合は「非該当」を選択すること。

学校環境衛生検査実施状況一覧表

学校名: _____
学校薬剤師: _____

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準【井戸水等】

検査項目	実施状況	備考(未実施又は省略の理由等)	
水質	(2) 専用井戸に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質 ア. 専用水道が実施すべき水質検査の項目 イ. 遊離残留塩素	実施・未実施 実施・未実施	
	(3) 専用井戸(水道水を水源とする場合を除く。)及び専用井戸に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質 ア. 一般細菌 イ. 大腸菌 ウ. 塩化物イオン エ. 有機物(全有機炭素(TOC)の量) オ. pH値 カ. 味 キ. 臭気 ク. 色度 ケ. 湖度	実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 該当・非該当	
	(4) 鮮用水の水質 ア. pH値 イ. 臭気 ウ. 外観 エ. 大腸菌 オ. 遊離残留塩素	実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施 該当・非該当	
	(5) 飲料水に関する施設設備 ア. 給水源の種類 イ. 維持管理状況等 ウ. 脱水槽の清潔状態	実施・未実施 実施・未実施 実施・未実施	
	(6) 鮮用水に関する施設・設備	実施・未実施	

**飲料水の報告書は
【水道水】【井戸水等】に分かれています。**

**両面印刷の場合
該当する方を記入し、該当しない面は斜線**

**片面印刷の場合
該当する用紙のみの提出でよい**

日常点検の結果及びその記録の保存について

例

採光及び照明 (パソコンルーム)

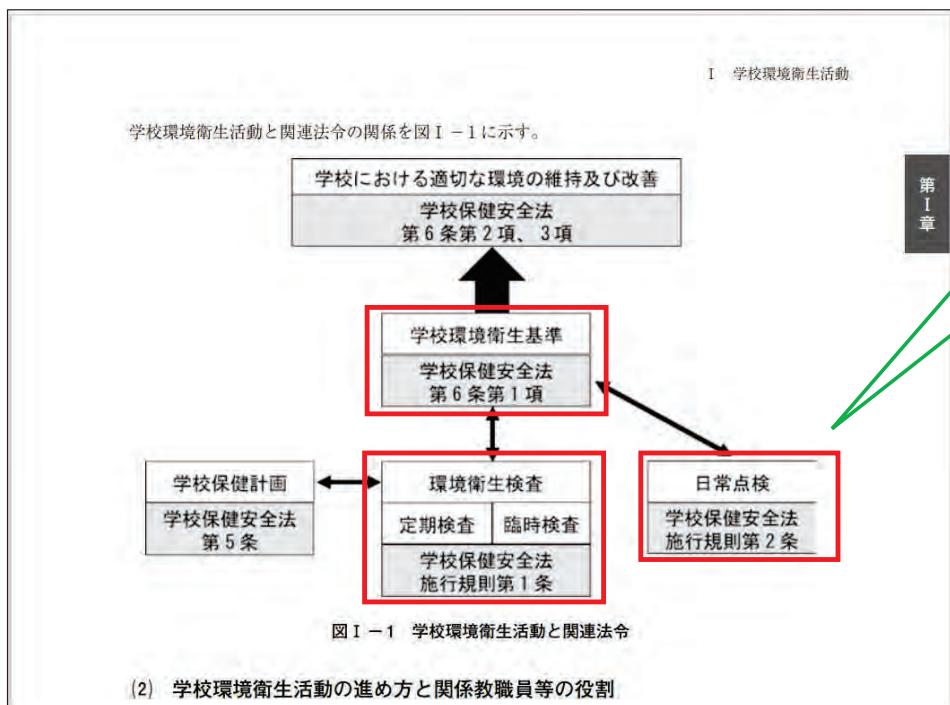
(注意事項)
1 点灯時に室
2 ホワイトボ
3 JIS C 1609
る。

学校・園名	学番:
検査年月日	年 月 日()
学校薬剤師名	

全ての検査票に
このような欄が新設されました

時に、下図に示す測定点で測定す

教室名称	検査時間	測定場所	館・棟 階
検査時間	分 ~ 時 分	天候	
カーテン等	窓側	<input type="checkbox"/> 有 (全開・一部開・全閉) <input type="checkbox"/> 無	照明器具数 (故障個数)
	廊	<input type="checkbox"/> 有 (全開・一部開・全閉) <input type="checkbox"/> 無	
使用照度計	型式	(メーカー名)	(JIS C1609-1に適合する照度計)
日常点検の結果及びその記録の保存状況		適 · 否	
検査対象	照度 (ルクス)		基準



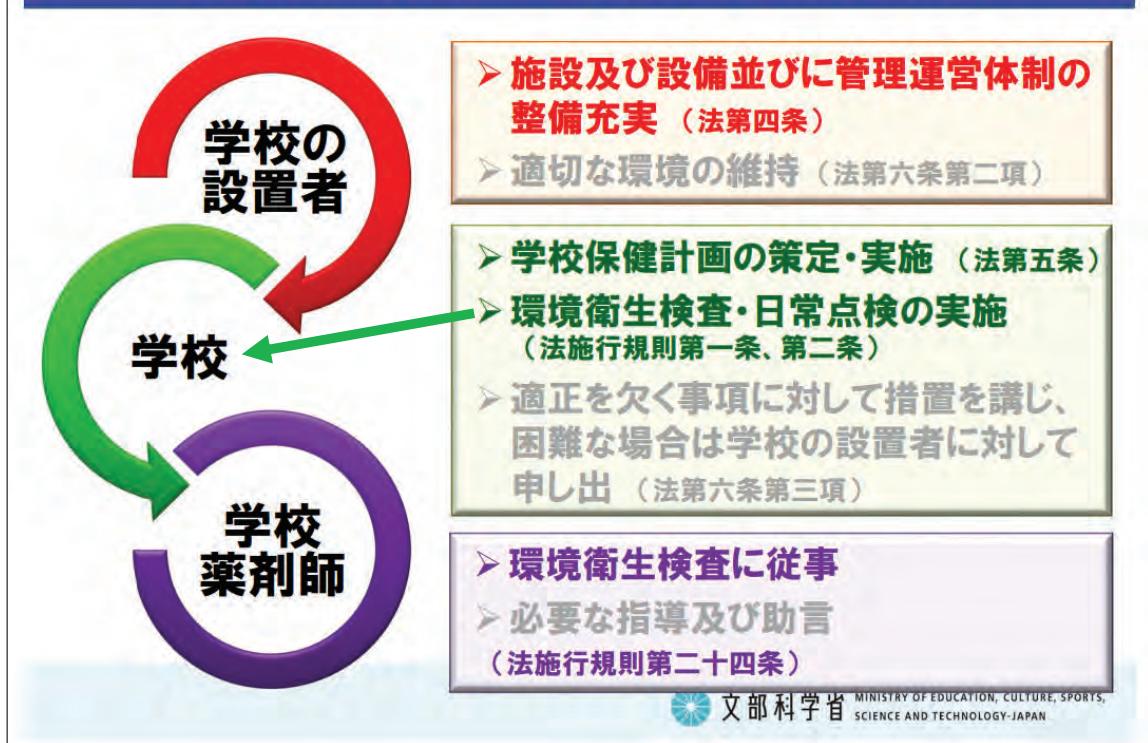
日常点検と
環境衛生検査は
セットです

11ページ

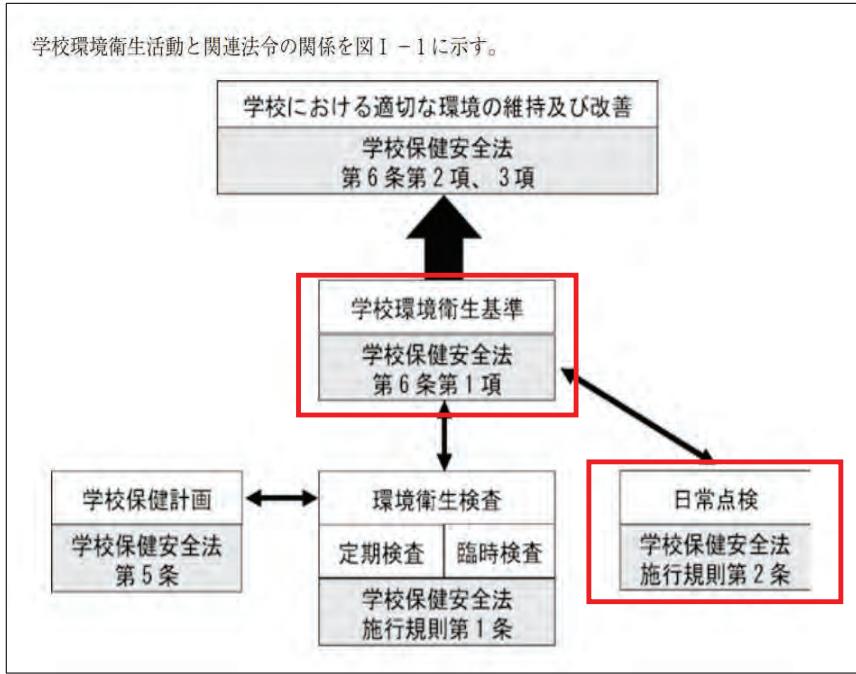


学校環境衛生活動の法的根拠

学校環境衛生活動における責務



学校環境衛生活動と関連法令の関係を図 I - 1 に示す。



**今までも管理職、
養護教諭は校内見回り
を実施していた**

結果を
記録する事が
求められている

各教室ごと
という意味ではなく
学校に1枚あれば良い

参考:一例です

158ページ
(例)

＜参考 II-5-3> 日常点検表の例

日當午檢毒

年 目

無理！

様式にこだわる必要はありません

今まで学校では、学校保健安全法に基づいて
校内の見回りチェックをしていました。
項目もかなり重複していると思います。
今一度内容を確認していただき、現在使用している
校内安全の様式に「学校環境衛生」を
組み込んで下さい。

6

環境衛生検査用紙 話題提供 (燃焼型FF暖房器具について)

2)ガスファンヒーターなどのFFタイプにおける一酸化炭素、二酸化窒素の検査について
FFタイプのファンヒーターはCOやNO₂の検査を実施しなくてもよいということについてですが、平成16年2月10日改訂の「学校環境衛生の基準」では二酸化窒素について以下のように記載されていました。

4 検査方法

検査は、次の方法によって行う。

(1) 温熱及び空気清浄度

検査は、各階1以上の教室を選び、特別の場合のほかは授業中の教室において、適当な場所1か所以上の机上の高さで、次の方法や測定器又はこれと同等以上の測定器を用いて行う。なお、カについては、開放型燃焼器具を使用している教室において行う。

ア 温度

アスマン通風乾湿計を用いて測定する。

イ 相対湿度

アスマン通風乾湿計を用いて測定する。

ウ 二酸化炭素

検知管を用いて測定する。

エ 気流

カタ温度計又は微風速計を用いて測定する。

オ 一酸化炭素

検知管を用いて測定する。

カ 二酸化窒素

冷・暖房機の状況	エアコンの使用	有 · 無	燃焼機器の使用	有 (灯油 · ガス · 他 :) · 無	りアレルゲン量を測定する。			
	燃焼機器の使用	有 (灯油 · ガス · 他 :) · 無						
備考								
一 検査項目(1)～(7)については、学校の授業中等に、各階1以上の教室等を選び、適当な場所1か所以上の机上の高さにおいて検査を行う。 検査項目(4)及び(5)については、空気の温度、湿度又は流量を調節する設備を使用している教室等以外の教室等においては、必要と認める場合に検査を行う。 <u>検査項目(4)については、検査の結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。</u> <u>検査項目(6)及び(7)については、教室等において燃焼器具を使用していない場合に限り、検査を省略することができる。</u>								
<p>「学校環境衛生基準」では「燃焼器具を使用していない場合に限り、検査を省略することができる」と記載されています。</p> <p>この背景には、学校ではありませんが、FFタイプで逆流による事故が起っていたこと、たとえFFタイプでも何らかの不具合があった場合にCOやNO₂が問題になることもあり得るということで、安全側に立って「開放型」に限らず「燃焼器具を使用していない場合に限り、検査を省略することができる。」となったようです。</p> <p>よろしくお願いします。</p> <p>小出</p> <p>*****</p> <p>横浜薬科大学 レギュラトリーサイエンス研究室（元文部科学省技官）小出彰宏教授からの回答</p>								